

瀬戸市訓令第 8 号

本 庁  
公 所

瀬戸市自動車事故対策協議会規程（昭和 4 3 年瀬戸市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第 3 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 会長は<u>総務部長</u>を、副会長は<u>総務部財政課長</u>を、委員は<u>市長直轄組織防災安全課長、総務部人事課長、市民生活部クリーンセンター所長、都市整備部水道課長及び消防本部消防総務課長</u>をもって充てる。</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第 6 条 <u>総務部</u>財政課長は、協議会に提案する事項及び協議上必要な参考資料を取りまとめ、協議会に提出するものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第 1 1 条 協議会の庶務は、<u>総務部</u>財政課において処理する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第 3 条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 会長は<u>行政管理部長</u>を、副会長は<u>行政管理部</u>財政課長を、委員は<u>行政管理部人事課長、市民生活部生活安全課長、市民生活部クリーンセンター所長、都市整備部水道課長及び消防本部総務課長</u>をもって充てる。</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第 6 条 <u>行政管理部</u>財政課長は、協議会に提案する事項及び協議上必要な参考資料を取りまとめ、協議会に提出するものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第 1 1 条 協議会の庶務は、<u>行政管理部</u>財政課において処理する。</p>

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。